

# 組合法改正のポイント

平成18年6月に法律が改正され、平成19年4月1日から施行されております。今回の改正は、中小企業組合の運営に関するルールの全面的な見直しなどを行ったもので、全ての組合に関係するものです。決算期を迎える組合は、次の点に注意して進めてください。

## I 主な改正のポイント

### 1. 役員の任期の変更

- |     |               |
|-----|---------------|
| 理 事 | 2年以内で定款に定める期間 |
| 監 事 | 4年以内で定款に定める期間 |

### 2. 決算関係書類の様式変更

組合が作成すべき決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、監査報告書）の様式が規定され、様式又は科目が変更されました。今後は、組合会計基準に基づいた会計帳簿、決算関係書類を作成する必要があります。

また、「監査報告書」「総会議事録」「理事会議事録」も記載事項が変更されております。法に基づいた書類作成を必ず行ってください。

### 3. 決算関係書類等に関する手続きの明確化

決算から総会開催までの手順が、次のように規定されました。

- ① 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。
- ② 理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
- ③ 通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

### 4. 会計帳簿の保存

会計帳簿は、10年間の保存が義務付けられました。

### 5. 組合員名簿の作成、備え置き

組合は、組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くことが義務付けられました。

今回の改正に基づき改正した定款参考例も全国中小企業団体中央会より示されています。詳しくは、すでにお送りしている「新しい中小企業組合制度の概要」及び本会ホームページをご参照下さい。



## II 注 意 事 項

### 1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。これは組合の決算が終了し、総会の承認を得るとその日から2週間以内に所管行政庁に届出なければなりません。

### 2. 役員変更届

役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。例えば、改選期の場合、全ての役員が再選されたとしても役員変更届を作成し、提出しなければなりません。

## III 留 意 点

### 1. 財産目録は作成されていますか？

決算関係書類には、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（損失処理）の方法を記載した書面を記載することになっています。財産目録を省略することはできません。

剰余金処分案（損失処理案）は新会社法の施行に伴い、会社の計算書類から「利益処分（損失処理）案」が廃止され、新たに「株主資本等変動計算書」が作成されることになりました。

しかし、改正組合法では、会社とは異なり、従来通り決算関係書類として「剰余金処分案（損失処理案）」の作成が必ず必要です。